

大阪府建築基準法施行細則

(建ぺい率の緩和)

第四条 法第五十三条第三項第二号の規定により知事が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

一 内角が百二十度以下の二つの道路によってできた角敷地で、その周辺の三分の一以上がそれらの道路に接し、かつ、次のイ又はロに該当するもの

イ それらの道路の幅員が、それぞれ六メートル以上でその和が十五メートル以上のもの

ロ それらの道路の幅員が、それぞれ四メートル以上で、敷地の面積が二百平方メートル以下のもの

二 間隔二十五メートル以下の二つの道路の間にある敷地で、その周辺の四分の一以上がそれらの道路に接し、かつ、次のイ又はロに該当するもの

イ それらの道路の幅員が、それぞれ六メートル以上でその和が十五メートル以上のもの

ロ それらの道路の幅員が、それぞれ四メートル以上で、敷地の面積が二百平方メートル以下のもの

三 公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地で、前二号のいずれかに準ずると認められるもの (事前相談が必要)